

○川又照雄副議長 次， 5 番深谷渉議員の発言を許します。

〔5 番 深谷渉議員 登壇〕

○5 番（深谷渉議員） 5 番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

初めに，事業評価についてでございます。

本年の3月定例会における一般質問の答弁で，事業評価について予算編成までのプロセスの中において，PDCAサイクル，費用対効果を事務事業評価の仕組みを取り入れ，可能な範囲で事務事業を定量的に評価，検証し，見直しを行っているとのこと説明がありました。

事務事業評価は，平成17年度からその仕組みを取り入れているとのことですが，今年度で9年目になります。事務事業評価シートやその指標は当初とかなり改善されてきていると思われませんが，その現状と問題点についてお伺いをいたします。

次に，現在の事務事業評価は内部による自己評価のみであり，全く外部の視点が入っておりません。それではその評価が偏ったものになってしまう可能性があります。評価の過程に第三者の外部評価を取り入れる仕組みづくりをし，外部の目線から事業の必要性や効果を点検する必要があると考えますが，どのようにお考えなのかご所見をお伺いいたします。

本市の9年間かけた事務事業評価がシステムとして機能してあるのであれば，市の事務事業を市民にもわかりやすい客観的な指標を用いて評価し，その評価結果を公表することにより，行政の透明性の向上を図るとともに，市民への説明責任を果たす必要があると考えます。事業評価の公表に対するお考えをお聞かせください。

続きまして，空き家問題についてご質問をいたします。

全国的に空き家の増加が目立つようになり，本市でも老朽化した空き家の倒壊等の事故，犯罪や火災等の発生を防ぐため，7月から空き家の適正管理に関する条例が施行されました。今後人口減少が進んでいく中では，空き家の問題はより一層深刻化していくことが予想され，管理が放棄された空き家はますます増えていくと考えられます。全国規模の調査で5年ごとに行われる住宅土地統計調査においては，日本全国の総戸数が5,759万戸あるのに対し，その中空き家率は13.1%に上っているようであります。

またその一方で，「長期優良住宅普及促進法」が2008年に制定されたのに伴い，長期優良住宅として認定される住宅が増えており，今後住宅が長持ちすることは普通になってくると考えられます。住宅が長寿命化となり，利用可能な中古住宅が増えていく中では，それが有効に活用されていくように仕向けていかなければますます空き家が増えていくことになります。

この空き家問題は，危険な老朽化住宅の撤去を進めながら空き家の活用を促す積極的な施策が必要になってくると考えられます。そこで伺います。本市において今年の空き家の適正管理に関する条例制定後，現状の問題点について伺います。条例制定の後，問い合わせ等が何件で，どのような進捗状況なのか，また，何が問題となっているのかお伺いします。

続きまして，空き家の有効活用のための施策や支援についてであります。和歌山県海南市や島根県雲南市など多くの自治体で，空き家等の所有者と利用希望者を市が間に立ってマッチングを

行う空き家バンクの取り組みをしております。

雲南市は島根県東部に位置して、出雲市の南に位置しております。人口約4万2,000人、本市よりも少ないです。面積は本市よりも広い約553平方キロメートルあります。大半が林野でございます。その雲南市では平成17年度から取り組みをしていて、既に142件、455人の定住人口になっているそうでございます。

このような空き家バンクの仕組みを本市でもしっかりと取り組んでいく必要があると考えますが、ご所見を伺います。また、空き家物件等を有効活用するためには、住宅の改修なども必須になってくる課題でございます。そのための支援策などが現在あるのかお伺いいたします。ないのであれば、何らかの支援策を考えていく必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、先ほどの空き家バンクを活用している雲南市では定住推進員制度を設け、市役所の元職員の方を専属スタッフとして3名配置し、空き家などの住宅情報の提供、就業、農業などの就農支援、そしてまた、定住後の生活サポートなど、定住相談をワンストップ窓口として設置しております。私はここに危険家屋撤去の業務も含めた空き家対策の窓口を設け、市内外の住民にわかりやすくワンストップで空き家の総合的アドバイスが受けられるようにしてはどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、データヘルス計画についてお伺いいたします。

今年の6月に閣議決定された日本最高戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとしてデータヘルス計画の策定が盛り込まれております。まずは全ての健康保険組合がデータヘルス計画を策定して27年度から実施することを目標に、今年度中に「健康保険法」に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正し、それとともに市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしております。

データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、診療報酬明細、いわゆるレセプト、そしてまた、健康健診情報等を活用し、意識づけ、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画であります。

厚生労働省は、来年度予算編成要求において、健康保険組合におけるデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、また、市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として97億円計上しました。平成25年度の当初予算が2億9,000万円なのに対して、その力の入れ具合がわかります。このデータヘルス計画についての認識をお伺いいたします。そして、自治体において積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば国保財政にとってメリットになります。

国のデータヘルス計画に先駆けて取り組んでいるのが広島県の呉市で、レセプトの活用によって医療費適正化に成功している「呉方式」として注目を集め、全国から多くの視察があるそうです。本市において、現状の医療費の適正化について、そして今後の展望と方向性について、このデータヘルス計画を含めてその取り組みについてお伺いをいたします。

4つ目ですけれども、健康マイレージについてお伺いいたします。

健康診断の受診や、そしてまた、スポーツ活動への参加などで、ポイントをためると得点を利

用することができる健康マイレージの取り組みが全国的に注目されております。市民の健診の受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことも期待できるユニークな施策であります。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイントに換算し、ためたポイントを公共施設利用券と交換することや、幼稚園、保育園や小中学校などへの寄附という用途でもポイントが使えることができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施し、健康への意識の変化が起きているようであります。

茨城県でもつくば市や神栖市などが取り組んでいるようでありますが、これらの先進的事例に対し、その効果についてどのようにお聞きになっているのかお伺いをいたします。

次に、この健康マイレージ事業は、健康健診の受診や介護予防のための健康講座や運動など、多くの事業に参加し、ポイントを寄附などにも使えるとなると、自分の健康づくりがまちづくりにも役立つという意識になり、1つの大きな動機づけになるのではないのでしょうか。健康マイレージ事業の導入の検討についてのご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の一般質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○川又照雄副議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 事業評価についてのご質問にお答えします。

まず、事業評価の現状についてお答えいたします。議員ご発言のとおり、市では総合計画の実施計画に掲げられている事務事業のPDCAの徹底を図るため、平成17年度から事務事業評価の仕組みを取り入れ、事業の目標や成果、コストなどをできるだけ数値化することにより、事務事業を定量的に評価検証し、見直しを行ってきております。平成25年度においては、平成24年度実施計画に登載されていた256事業について事務事業評価を行っております。

進め方ですが、まず、一次評価として、5月に各部課等において、前年度の事務事業について各事業の投入コスト、目標指標の達成状況、事業の妥当性、成果、効率性、今後の事業展開の方向性などの評価検証を行います。

次に、二次評価として、企画課及び財政課において各部課等が一次評価した事務事業のうち、重点戦略に位置づけられた113の事業についてヒアリングを行い、各部課等における一次評価の妥当性などについて改めて検証を行います。

さらに、三次評価として、その中で特に全庁的な視点から評価検証を行い、施策展開の方向性の議論が必要であると思われる50事業について8月下旬に庁議メンバーにより構成される事務事業評価会議を開催し、最終的な評価を行っております。

なお、評価については、妥当性、成果、効率性などの観点から、ABCの3段階により行い、最終的に拡充が9事業、継続が70事業、改善が27事業、統合が4事業、廃止が1事業、そして完了が2事業という整理を行うとともに、それらの評価結果を踏まえた今後の事務事業の方向についての所見を付して各部課等にフィードバックされ、各部課等においては評価結果を次年度

以降の実施計画の原案の作成及び予算要求に反映させていくといったサイクルを回すことによって、事務事業の最適化に努めております。

しかしながら、評価作業の過程において、まだまだ投入費用の算出ですとか評価指標の選定など、評価方法に不十分なところが見受けられますので、これらの制度を高めるとともに、外部による評価を加えるなど客観性を確保する工夫が必要であると考えております。

次に、第三者の評価の取り入れについてのご質問にお答えいたします。前段のご質問でもお答え申し上げましたように、市ではこれまで職員による事務事業評価、いわゆる内部評価の質の向上を図ってまいりましたが、議員のご発言にもございましたように、事務事業評価につきましては、評価内容の客観性を高めていくための取り組みが必要であると認識しております。

このため、平成26年度においては、試験的な取り組みとして、これまでのやり方に加えて外部評価の仕組みも導入する方向で検討を進めております。まだ詳細な内容は決定しておりませんが、現段階の考えといたしましては、学識経験者や市民を代表する方々など、6名程度の委員にお願いした上で外部評価会議を設置し、実施計画の計画期間である3年間に1度を目途に見直しの検討が特に必要となる主要施策を抽出し、外部評価会議に付していくような方向で実施してまいりたいと考えております。

次に、事業評価システムの導入と公表についてのご質問にお答えいたします。

事務事業評価につきましては、先進都市のシステムなどを参考にしながら、事務事業評価シートの様式や評価指標の取り方など、本市として取り組める範囲で少しずつシステムの見直しを行い改善を図ってまいりました。各所管課における事務事業シートへの書き込み、企画課及び財政課によるヒアリングの評価、庁議メンバーによる最終評価の流れにより一定のシステム化を図っておりますが、まだまだそれぞれ評価作業において関係職員の資質も含めて質の向上を図っていく必要があると考えております。

したがって、最終的には公表するというところを目指しながら、当面は前段のご質問で答弁させていただいたように、次の段階として外部評価の導入を図るなど、現在のシステムの改善を図る取り組みにより、評価内容、水準の向上を目指し、評価結果の公表につきましてもそのような内部での取り組み、または外部での評価といった取り組みの成果の検証を行う中で、どのような方法が適切なのか検討してまいりたいと思います。

○川又照雄副議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 空き家の急増とその対策についての空き家の適正管理に関する条例制定後の現状と問題点についてのご質問にお答えいたします。

初めに、条例制定後の現状についてお答えいたします。本条例が施行されたのは本年7月からでございますが、11月までの5カ月間で情報提供を受けた件数は15件でございます。その処理状況につきましては、解決済みのものが2件、管理適正を求める助言・指導中のものが1件、所有者等を特定するための調査中ものが12件でございます。

次に、事務処理の過程における問題点等でございますが、空き家の所有者等の調査に際してス

ムーズに進まないことが課題でございます。具体的には、建物の登記上の所有者の死亡や未登記物件の存在などにより、所有者等の特定に時間を要して適正管理に関する助言・指導を迅速に行うことができないこととございます。

今後におきましては、事務処理手順の見直しを行うとともに、必要に応じ専門的に事務を処理する嘱託職員等の人的配置も考慮しながら事務処理の迅速化に努めてまいりたいと考えております。

○川又照雄副議長 産業部長。

〔樫村浩治産業部長 登壇〕

○樫村浩治産業部長 空き家の有効活用のための支援についてのご質問にお答えをいたします。近年田舎暮らしを希望する都会の方が増えておりまして、2世帯居住や都市と農村の交流を図るための住居として空き家活用を図ってまいりましたが、年々増加傾向にある空き家と比例して人口減少が進んでおりますことから、移住・定住促進に向けてさらなる空き家の有効活用を図っていく必要があると考えております。

現在、本市では新規就農者の支援といたしまして、空き家等の貸し主側に整理費用として10万円を限度に2分の1を補助しております。また、借り主の就農者に対しましても入居時の改修費用といたしまして50万円を限度に2分の1の補助をしておりますが、今後におきましては、ただいま議員のご発言にありましたように、さらなる空き家の有効活用が図られるよう他自治体の施策も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、相談窓口のワンストップ化についてでございますが、空き家の適正管理につきましては、市民協働推進課が担当しており、空き家の有効活用につきましては、商工観光課が窓口となって相談をお受けしておりますが、今後におきましてはそれぞれの機能を充実し、特に空き家などの住居の提供、就業、就農支援、そして定住後の生活サポートなどの定住相談窓口のワンストップ化を実施し、広く市内外に周知してまいります。

以上でございます。

○川又照雄副議長 保健福祉部長。

〔埴信夫保健福祉部長 登壇〕

○埴信夫保健福祉部長 私のほうからはデータヘルス計画の推進について、それから、健康マイレージの取り組みについて答弁をしていきます。

まず初めに、データヘルス計画についてお答えをいたします。

現在、県の国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会におきまして、医療、健診、介護の情報を連携させた国保データベースシステムが平成26年4月に稼働を予定しているところでございます。これにより、従来困難でありました多くのデータに基づく医療費の内容分析等が可能になり、加えて医療データと特定健診、特定保健指導等のデータを突き合わせることによって、住民の健康課題の把握やきめ細かな健康保健事業を実施することが可能になってまいります。こうした環境の整備を住民の健康づくりや疾病予防、重症化予防につなげるため、データの活用に基づいた保健事業の構築に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、現状の医療費の適正化対策についてお答えをしていきます。

具体的な対策といたしましては、疾病の早期発見、早期治療を第一に、特定健診を初めとする各種がん検診、人間ドック及び脳ドック検診、これら受診者への助成及び特定保健指導等の事後指導の充実に努めております。

また、ジェネリック医薬品の利用促進のため、高血圧症や糖尿病といった慢性疾患の方を対象に差額通知を実施しております。平成25年4月調剤のジェネリック医薬品の利用率が1年前と比較しまして数量ベースで約4%の増、30.94%となっておりまして一定の効果があらわれていると考えているところです。

しかしながら本市におきましては、平成24年度の国保被保険者1人当たりの医療費は、前年度比約2.94%増の31万3,388円と増加傾向にあります。このことから、医療費の適正化を図るために重要なことは、市民一人ひとりの健康意識の向上と適正な健康管理であると考えますので、今後の取り組みといたしまして、市民自らが健康づくりへの意識向上を図るべく、行政、関係団体、地域等のそれぞれの関係機関が連携を深めまして、食生活や運動など生活習慣の改善を推進してまいりたいと考えます。

具体的には、健康増進のために取り組むべき行動を網羅した計画を策定し、保健師による健診の事前受診勧奨、さらには保健推進員、食生活改善推進員、シルバーリハビリ体操指導士、体育協会など健康増進にかかわる関係機関と連携し、健康づくりの複合的な地域活動の活性化を図るなど積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、先に述べましたデータベースシステムの活用により、疾病別、地域別の課題解決にも取り組みながら医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、健康マイレージについての質問にお答えいたします。

健康マイレージ事業の先進事例の効果につきましては、議員ご発言のとおり、本事業は市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけるための動機づけの支援とまちづくりへの貢献を一体化したものであると考えております。静岡県を中心に各自治体へ取り組みが広がっております。本県では現在つくば市と神栖市で取り組まれているようでございます。

これら先行する自治体での事業実施による効果につきまして情報を総合いたしますと、制度参加者が毎年増加しており、自ら取り組む健康づくりの意識の向上や健康づくりを始める動機づけとして高い効果を上げているとのことであります。このことから健康マイレージにつきましては、市民自らが健康を意識し、健康づくりに参画するための手だての1つとして有効な方策であると考えられるものです。

次に、当市への制度の導入についてでございますが、本市における市民の健康増進を図るための事業推進に当たりましては、健康づくり推進員、食生活改善推進員、社会協議会各支部、それからシルバーリハビリ体操指導士、スポーツ推進員等さまざまな分野の方々と連携協働のもと、体系的に健康づくりを推進していくため、さまざまな施策を網羅した行動計画を来年度策定することとしております。この行動計画を策定する過程の中で、先進事例を十分に検証しながら、実効性が高くオリジナル性のある常陸太田市型の健康マイレージ制度の導入について検討してまい

りたいと考えております。

以上でございます。

○川又照雄副議長 深谷議員。

[5番 深谷渉議員 質問者席へ]

○5番(深谷渉議員) ただいまはご答弁大変ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

初めに、事務評価システムについてでございます。答弁ですと本市ではまだまだ評価に対する充実が図られていないというような感じを受けたんですけれども、来年度から試験的に外部評価を取り入れる予定ということで答弁がございました。その部分の事業評価に対する公表という面ではどのように考えていらっしゃいますか。

○川又照雄副議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 公表につきましては、公表に耐え得るものを作ることが必要になってきますので、これまでやってきていることとしては、内部での評価の質を高めるということ、そして今、議員のご発言にありましたように、内部だけではなくて、さらにそれに客観性を担保していくような内容にしていく必要があると思っています。内容を内部で質を高めて外部の方々からのアドバイスで客観性を高めて、それによって公表できるレベルになってくるのかなと思っていますので、最終的に公表していくことは重要ではないかと考えておりますが、来年度、外部評価を導入する予定で進めていますけれども、来年度の段階ですぐ公表ができるかどうかということについては、もう少し研究というか勉強が必要なのかなと思っていますところ。

ただ、議員のご発言の趣旨は十分理解しているつもりです。やはり最終的に公表していく方向で、我々もそういう認識を持っています。

以上です。

○川又照雄副議長 深谷議員。

○5番(深谷渉議員) ありがとうございます。

今度外部評価ということで、第2段階の進展ということで評価したいと思います。次の3段階の公表という面で、それも早急に取り組んでいただきたいと思っています。

全国的に見ても平成20年前後あたりから公表している自治体はかなり増えてきております。本当に全事業に対して全部公表して、ネットなんかで見ても全部事業評価を見ることができるといことで、そうしますと、それによって決算業務に対しても予算の反映についても本当に効率的な、一々数字を行政側に聞いてそこから検討するのではなくて、既に数字が全部入っていて、そこから議会でも検討が始められる。例えば、今回のごみの収集に関しても、事務事業評価を見ると以前は1人当たりのごみ処理に幾らかかかっていて、今回市民も取り組むことによって幾らになったんだというようなことが明確にわかってくる。そういった意味で少しでも充実を図って公表に踏み切っていただきたいなと思います。

とにかく、第2段階の外部評価を来年度実施ということで、ぜひとも取り組んでいただいて、

早目の公表をお願いしたいと思います。

続きまして、空き家問題についてでございます。空き家の適正管理に関する条例制定後の現状の問題点をお聞きしました。15件のうち12件がまだ調査中ということで、非常に調査にとまどっているということでございます。やはり難しい問題なのかなという気がいたします。

国交省の空き家再生等推進事業、25年度までの措置ですけれども、不良住宅、空き家住宅の所有者の特定に要する経費の補助もこういった事業で出るようになっております。今年度までですけれども、この推進事業は活用されるというか、そういったことは考えなかったのか。そしてまた、来年度からこの事業がどのようなになる可能性があるのか、その情報があればお伺いしたいと思います。

○川又照雄副議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 国土交通省の空き家再生等推進事業についてのご質問でございますけれども、この事業につきましては、活用事業タイプとして2つのタイプがございます。1つは空き家を撤去する、いわゆる除去事業のタイプでございます。これにつきましては、除去後の跡地を地域活性化のために計画的に利用することを決定した上で行うという条件がございますので、先ほど撤去した件数は2件というお話をしましたが、残念ながらこの2件につきましては、この除去タイプの事業に該当しないということで適用させておりません。

また、25年度以降のこの事業につきましては、現在のところ来年も継続してやるというような情報は得ておりません。今後、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○川又照雄副議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。情報収集に努めていただき、そういった補助が受けられるのであればどんどん利用していただきたいと思います。

空き家を撤去することに対して、都市部なんかで特に問題があるとお聞きしていますが、家を撤去するとその土地の固定資産税が増えてしまうという現実があります。ご存じのように、住宅のある敷地の固定資産税は家屋の1棟当たり200平米までは評価額に対して6分の1、それ以上の部分は評価額に対して3分の1に軽減されて、それに税率の1.4%がかかっているという状況でありますけれども、この空き家を撤去してしまいますとその軽減が適用されません。これは間違いないですか。

○川又照雄副議長 答弁願います。市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 今のお話の件は、住宅用地に対する課税標準の特例ということでございまして、議員ご発言のとおりでございます。

○川又照雄副議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 都市部ではそういった説明がなくて、空き家を撤去した後に土地の値段が高いので固定資産税が増えてしまったということで、若干トラブルなども起きたというような話もお聞きしました。空き家を撤去する際に市民へのこういった説明が必要だと思います。そういった部分で事前にトラブルが発生しないようにしていただきたいと思いますが、その辺の対策はどうでしょうか。

○川又照雄副議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 空き家の除去についての課税上のご説明でございますけれども、現在適正管理に対しての助言、また指導の際には、今お話があったような特例の仕組みについてのご説明をして除去していただいているという状況でございます、今後も同様に行っていくと、そのように考えております。

○川又照雄副議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） そうしますと、今回条例の施行によって、行政の助言・指導及び勧告によって危険な家を撤去した持ち主に対して優遇措置を与えるというか、そういった措置はとれないかお聞きしたいんですけれども。

例えば、撤去した後、二、三年間は、その土地の持ち主が何らかの処理を考えるまで、その土地の軽減税をそのまま二、三年間は適用しますよという形で優遇税制というか、そういったお考えはどうでしょうか。

○川又照雄副議長 市民生活部長。

○荻津一成市民生活部長 空き家の撤去を促進するための1つとして優遇措置を研究していくことは必要であると思っておりますけれども、課税上の問題になりますと公平性ということもございますので、現段階におきましては、これらの優遇措置については考えておりません。

○川又照雄副議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） 今後、空き家が増えるという状況の中で、そういった危険の空き家を撤去する等々ございます。そういった優遇措置もぜひとも今後研究していただきたいと要望いたします。

続きまして、空き家の有効活用のための支援でございます。午前中の答弁でもございましたように、情報はいただいているということでもあります。

兵庫県の神河町などでは、空き家物件の確保に当たって、39地域からおのおの2名ずつ田舎暮らしの相談員を選定してもらって、空き家の物件の掘り起こし作業を依頼しているそうです。

先ほど答弁があったように、町会長などからの情報提供、事前に用紙などを配っておいて町会長会議の前に出していただくとか、そういった情報収集は現時点で十分なのかどうか、その辺、ご答弁をお願いいたします。

○川又照雄副議長 産業部長。

○樫村浩治産業部長 空き家物件の情報収集についてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたように、現在は市のホームページとか広報紙等、また、電話等で市民の皆様からお寄せいただくような形で情報収集をしております。また、調査につきましては、これまでも町会長さんへ町会長会議の席上などでそれぞれお願いしてまいりまして、その中から情報をいただいたりというようなことで収集をしております。

こういった情報の収集に当たりましては、先進事例などもございますように、そういったことをよく研究いたしまして、町会長さんを初め、そして地域の皆さんにも登録していただけるよう

に制度の活用を促していけるような方法をよく見直しをして、そしてまた、空き家を希望する方、借り主を具体的に想定して、貸し主側にもきちんと理解していただけるように見直しをして、積極的に考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○川又照雄副議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。やはり本市においては、空き家を有効活用しようといった動きはまだ弱いのかなという気がいたします。他市でもやっているように「空き家バンク」等、正式に組織化して取り組んでいく。先ほどの答弁では、情報は200件以上あるけれども利用できるのは2件しかないという現状、情報の後のフォローが非常に大事になってくるんじゃないかと思います。

先ほど産業部長から、誰が借り手になるのかそれが不安だということがネックだというようなお話がありました。そういったものを解消するためにも、市が中に入る——サブリース方式で、市が責任を持って行っていくというような方式を利用して進めているところもでございます。しっかり研究して今後取り組んでいただきたいなと要望いたします。

続きまして、データヘルス計画でございますけれども、これは国民の健康を守るとともに、今後増え続ける医療費の適正化を図る非常に重要な計画だと考えております。乗り遅れることのないようしっかりと情報収集に努めていただいて、この計画をスピーディーに推進していただきたいと感じておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、健康マイレージについてでありますけれども、これは一番頭を悩ませている市民の健康管理のための受診率の向上の1つの大きな推進になる取り組みだと感じております。

政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市は、平成21年に政令市で初めてマイレージ制度を導入しております。そういったことによって健康診断の受診率の向上とか市民の意識の変革が図られてきたというお話を聞いております。

つくば市で取り組んでいるマイレージですけれども、ただ単にポイントが景品に交換できるということだけなんです。すると余り魅力に欠けてしまうと。先ほど答弁があったように「常陸太田市独自の」ということがありましたけれども、やはり私は自分の健康が市の発展につながる、小中学校の施設のためのポイントになるとか、そういった袋井市の取り組みというのは非常に動機づけが大きいんじゃないかなという気がいたします。ぜひともこの健康マイレージに取り組む際には、そういった施策を考えていただきたいと要望いたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。